



News Letter

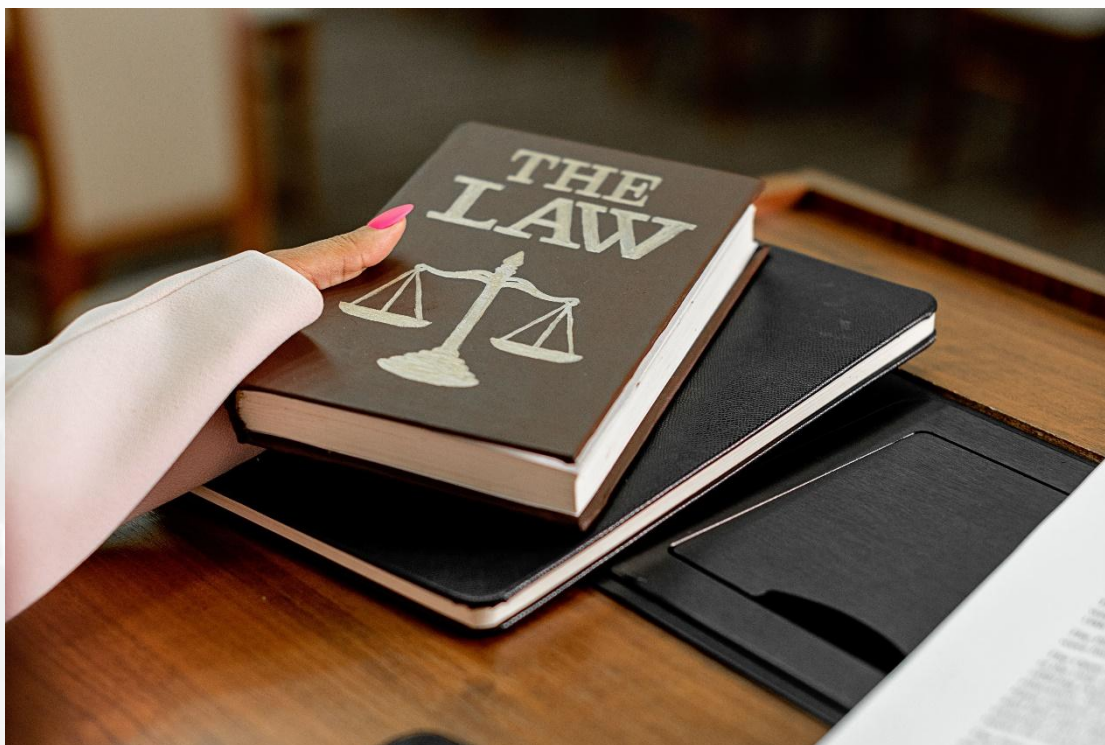


天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 「2026 年商標法改正」に関する Q&A.....	2
◆ 最新法律動向	6
一、「超齡労働者基本權益保障暫定規定」	
二、「広告引用内容執法ガイドライン」	
三、「國務院の對外投資に関する規定」	
四、「ネットワークデータ安全リスク評価弁法」	
五、「營業秘密保護規定」	

「2026 年商標法改正」に関する Q&A



パートナー弁護士 張 青華

Q1:最近商標法が改正されたが、その改正時期及び改正の背景は何か

A :2026 年 6 月 26 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 23 回会議において、改正「中華人民共和國商標法」が可決された。

改正後の商標法は全 9 章 87 条からなり、商標分野における顕著な課題に焦点を当て、商標専用権の保護を一層強化する内容となっている。

本法は、1983 年に初めて公布・施行されて以来、1993 年、2001 年、2014 年、2019 年の四回にわたる改正を経ており、今回が五回目の改正となる。新法の施行日は 2027 年 1 月 1 日である。

改正の背景として、2019 年の第四次法改正以降、ライブコマース、ショート動画、越境 EC といった新たなビジネス形態が急速に発展し、商標の使用環境が大きく変化したことが挙げられる。

特に、オンライン上での商標使用、動的ロゴの保護、悪意のある冒認出願(先取り登録)などに対し、旧法では十分な規制が不足していたことから、「登録重視、使用軽視」という傾向





が依然として存在していた。

今回の法改正は現在直面している新たな課題やニーズを全面的に検討し、商標法の一層の整備を図るとともに、現状に即した規定を確立することを目的とする。

Q2: 今回の改正のうち、日本企業にとって特に関心が高い内容は何か

A : 今回の改正は、これまでの部分的な改正とは異なり、1983 年商標法の公布・施行後 40 年間にわたる運用状況に基づき、度重なる検討と広範な意見聴取を経て、全面的な改正に至ったものである。日本企業にとって特に関心が高いと思われる内容は以下のとおりである。

- ① 改正後の商標法では、第二章に「商標登録の条件」が新設され、これまで法律内に分散していた商標の登録要件が一層整備され、明確化された。

特に、動画や動態ロゴの使用拡大に伴い、動態商標が新たに導入され、また、音声、色の組み合わせ、立体商標の登録要件などについても明確な規定が設けられた。

- ② 悪意のある登録・冒認出願（先取り登録）に対する規定もさらに整備された。

まず、使用を目的としない「悪意の登録」に関する従来の規定に、新たに「正常な経営需要を超えた出願」という文言を設け、悪意の出願に対する認定要件を一層明確にした。また、代理機構が悪意のある出願に協力した場合や、これにより利益を得た場合について、違法経営利益の 5 倍または 25 万円を上限とする罰則規定を新設した。

- ③ 著名商標の保護が強化され、その保護範囲がさらに拡大された。具体的には、登録済みの著名商標に対する保護が、登録されていない分類にまで及ぶことになった。また、著名商標の認定が過度に追求されることを避けるため、行政による著名「認定」を著名「確認」という表現に修正し、個別の事案に即した保護を図る。

- ④ 異議申立期間が従来の 3 か月から 2 か月に短縮されたほか、権利者による登録商標の自主的な抹消申請などが認められるようになった。また、普通名称化した場合や、正当な理由なく、三年間使用されていない登録商標について、商標部門が職権で取り消し（抹消）できる規定が設けられた。





- ⑤ 商標権侵害行為に対する調査・取締り措置が規定され、商標権侵害の損害賠償額には、権利者が侵害を制止するために要した費用も含まれることが明確にされた。さらに、悪意をもって訴訟を提起し、相手方に損害を与えた場合、罰則を科すとともに民事責任を負わせる規定が新設された。

Q3: 今回の主な改正点とその条項は何か

A : 今回の主な改正点および関連条項は以下のとおりである。

- インターネット上での商標使用(ライブコマース、ショート動画、EC プラットフォーム等)が正式に商標法上の保護対象として規定された。(第 2 条)
- ロゴ、アプリ起動時のアニメーション、ショート動画のオープニング映像などが新たに商標登録の対象となる。インターネット関連企業、コンテンツ産業、ゲーム業界などに、新たなブランド保護の手段が提供される。(第 14 条)
- 悪意による商標登録出願を判断するための新たな基準として、「通常の生産・営業活動における合理的な必要性を明らかに超えること」が追加された。悪意による商標登録出願に対しては、最高 10 万元の過料を科すことが可能となる。(第 19 条、第 54 条)
- 商標公告後の異議申立期間が従来の 3 か月から 2 か月へ短縮され、商標登録手続の迅速化が図られる。(第 39 条)
- 権利者が不要となった登録商標について自主的に抹消を申請することが可能となり、商標資産の管理の簡素化が図られる。(第 48 条、49 条)
- 登録商標の表示を利用して消費者に誤認を生じさせる行為(例:「手打ち麺」と表示しながら実際には機械製造である場合など)は処罰の対象となる。違法行為に対しては、最高で違法売上高の 5 倍に相当する過料が科され、情状が重大な場合には商標登録が取り消される。(第 58 条)
- 商標代理業務従事者に対する届出制度が導入され、同一事件において利益相反関係にある双方当事者からの委任が禁止される。また、違反行為に対する過料の上限が 20 万元に引き上げられる。(第 65-68 条)





- 不正競争事件においても著名商標の認定が可能となる。(第 63 条)
また、中国企業の海外での権利行使に際し、公的な著名商標認定が提供されるようになる。(第 69 条)
- 商品・サービスの用途や適用対象などを説明する目的で他人の商標を使用する場合には、商標権侵害を構成しないことが明確にされる。(第 73 条)
- 悪意をもって商標訴訟を提起した当事者は、それによって相手方に生じた損害(弁護士費用、営業上の損失等)を賠償しなければならないとする規定が新設される。(第 81 条新設)

以上



一、「超齡労働者基本權益保障暫定規定」

中国語名称:《超齡労働者基本權益保障暫行規定》

公布機關:人力資源社会保障部、国家衛生健康委員会、应急管理部、国家稅務總局、国家医療保障局

公布日:2026 年 5 月 10 日

施行日:2026 年 7 月 1 日

リンク: https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12786/202606/content_7071610.html

解説:

2026 年 5 月、人力資源社会保障部ほか 5 部門は共同で「超齡労働者基本權益保障暫定規定」を公布した。これは、中国初の超齡労働者(法定定年年齡を超えて就労する労働者)の權益保障について専門的に定める部門規則である。同規定は使用者と超齡労働者の權利・義務關係を明確化しており、製造業・サービス業など、定年退職者を多く再雇用している企業にとって、重要なコンプライアンス指針となる。主な内容は以下のとおりである。

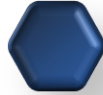
1. 適用範圍の明確化

- 中国国内の使用者による勞務管理の下で報酬を得る超齡労働者に適用される。規定に基づく早期退職の後に再雇用された者についても、本規定に準じて取り扱われる。弾力的な定年延長期間中に労働關係が存続している者については、本規定の適用対象外とする。

2. 核心的な労働權益保障基準の具体化

- 超齡労働者の報酬權を保障し、同一労働同一報酬を徹底する。賃金は現地の最低賃金基準を下回ってはならず、期限通りに全額を支払わなければならない。
- 法定基準に準じて超齡労働者の休憩・休暇權を保障し、残業時間を厳しく制限する。法定休日に時間外労働を行わせた場合は、規定に基づき相応の割増賃金を支払う。

3. 労働災害と労働保護メカニズムの整備



- 超齡労働者が業務に起因して事故などで負傷した場合の賠償ルールが明確にされ、雇用リスクを低減するために、使用者が労働災害保険や使用者賠償責任保険に加入することを奨励する。
- 使用者は超齡労働者の身体状況に応じた適切な労働保護措置を講じ、定期的に健康診断を実施するとともに、禁忌作業に従事させてはならない。

4. 雇用管理と監督執行の規範化

- 使用者が超齡労働者を雇用する場合、書面による雇用協定を締結し、業務内容、報酬、労働保護などの権利・義務を明確にしなければならない。
- 監督管理部門の監督検査権限を明確にし、超齡労働者の合法的權益を侵害する行為に対し法に基づき取り締まる。

二、「広告引用内容執法ガイドライン」

中国語名称:《广告引证内容执法指南》

公表機関:国家市場監督管理總局

公布日:2026 年 6 月 12 日

施行日:2026 年 6 月 12 日

リンク:https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/ggjgs/art/2026/art_8962fc1e4eb44a87b93d265af43b6940.html

解説:

2026 年 6 月 12 日、国家市場監督管理總局は「広告引用内容執法ガイドライン」を正式に公布した。本ガイドラインは、現在の広告市場における引用内容の不実表示といった課題に対応するものであり、広告引用内容の監督執法基準を詳細化し、企業の広告コンプライアンスに向けた明確な実務指針を提供する。主な内容は以下のとおりである。

1. 基本的な定義の明確化





- 「外部性」を核心的特徴とし、初めて「広告引用内容」について立法上の定義を設けた。具体的には、広告において引用されるデータ、統計資料、調査結果、抄録、引用語などの情報を指す。
- 2. 責任原則の明確化
 - 引用内容は「真実、正確、合法」であるべきとの基本原則を確立し、虚偽・改ざん又は検証不能な内容の引用を禁止する。
- 3. 引用内容の種類別コンプライアンス要件の規範化
 - 実験測定、統計調査、文献資料といった異なる場面に応じて、引用内容の規範要件を細分化するとともに、種類別に虚偽広告に該当するケースを示している。
- 4. 違法となる引用の典型的態様に対する重点的な規制
 - 「大きな文字で注目を引き、小さな文字で免責する」といった手法の広告を明確に禁止する。引用内容の重要情報は、通常の下況下で明瞭に識別できる方法で表示し、文字サイズの縮小、フォントの変更、背景と同系色の文字の使用などによって消費者を誤認させてはならない。
 - 引用場面における絶対的表現の認定ルールを詳細化し、「最高級」「最良」「第一位」などの用語について、適用免除とならないケースを列挙している。
 - 虚偽引用広告の認定基準を詳細化し、出所の虚偽記載、結論の改ざん・歪曲、適用範囲・有効期間を超えた引用などの態様は、いずれも違法行為に該当する旨を明確にした。

三、「国务院の対外投資に関する規定」

中国語名称：《国务院关于对外投资的规定》

公布機関：国务院

公布日：2026 年 5 月 5 日

施行日：2026 年 7 月 1 日

リンク：https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12786/202606/content_7071618.html





解説:

2026 年 5 月 5 日、「国务院の对外投资に関する規定」(国务院令第 837 号)が正式に公布された。同規定は中国の对外投资分野における初の専門的な行政法規であり、对外投资管理の制度的枠組みを体系的に整備し、国内主体の对外投资行動を規範化することで、对外投资の質の高い発展を促進するという重要な意義を有する。主な内容は以下のとおりである。

1. 对外投资主体の範囲を明確化し、国内の企業、その他の組織及び居住個人は、いずれも法定手続きに従って对外投资を実施できる旨を規定する。
2. 对外投资の分類別・段階別のプロセス全体における監督管理を明確化し、届出・認可、情報報告、クロスボーダー資金登記などの手続きを履行するよう求めている。
3. 国家が海外投資安全審査制度を整備し、国家安全に影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある海外投資、ならびに関連する資産・権益等の譲渡・処分について、法に基づき安全審査を実施する旨を明確にする。
4. 届出・認可手続きの不履行、虚偽資料の提出、情報の隠匿、海外投資安全審査への不協力といった行為に対応する行政処罰ルールを明確にする。

四、「ネットワークデータ安全リスク評価弁法」

中国語名称:《网络数据安全风险评估办法》

公布機関:国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部

公布日:2026 年 6 月 18 日

施行日:2026 年 8 月 20 日

リンク: https://www.cac.gov.cn/2026-06/18/c_1783525609815499.htm

解説:

2026 年 6 月 18 日、国家インターネット情報弁公室は、工業・情報化部、公安部と共同で「ネットワークデータ安全リスク評価弁法」を公布した。同弁法は、「データ安全法」「ネットワーク安全法」「ネットワークデータ安全管理条例」の要求を確実に実行し、ネットワークデータ安全リス





ク評価活動を規範化してデータ安全ガバナンス体系を整備することを目的とする。2026 年 8 月 20 日より正式に施行される。主な内容は以下のとおりである。

1. 適用範囲と業務メカニズムの明確化

- 中国国内で実施されるネットワークデータ安全リスク評価活動に適用される。インターネット情報部門が統括調整を行い、工業・情報化部、公安部等の部門がそれぞれ職責の範囲内で関連業務を遂行する。

2. 評価活動の管理ルールの規範化

- ネットワークデータ処理者は、自ら、又は第三者評価機関に委託して評価を実施できる。評価機関は他の機関に再委託してはならず、同一機関及びその関連機関は同一主体に対して連続して 3 回を超える年度評価を実施してはならない。
- 重要データを処理するネットワークデータ処理者は、毎年少なくとも 1 回はリスク評価を実施しなければならない。重要データの安全状態に重大な変化が生じた場合は、速やかに追加評価を実施しなければならない。一般データ処理者は少なくとも 3 年に 1 回評価を実施することが推奨される。
- 重要データ処理者は、年度リスク評価の完了後 20 営業日以内に、主管部門へ評価報告書を提出しなければならない。このリスク評価報告書は、少なくとも 3 年間保存する。
- 監督管理部門は、報告の真実性・正確性を検証することができ、特定の状況下においては、認定を受けた評価機関に委託して評価を実施するよう要求することができる。

五、「営業秘密保護規定」

中国語名称:《商业秘密保护规定》

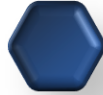
公布機関:国家市場監督管理総局

公布日:2026 年 2 月 24 日

施行日:2026 年 6 月 1 日

リンク:https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12766/202605/content_7070596.html





解説:

「営業秘密保護規定」(国家市場監督管理総局令第 126 号)は、2026 年 6 月 1 日より正式に施行された。同規定は、営業秘密の認定基準、侵害行為の種類及び執行手続きなどを詳細に定めたものである。主な内容は以下のとおりである。

1. 営業秘密の保護範囲の明確化

- 営業秘密には、技術情報、経営情報などの営業上の情報が含まれ、「公然と知られていないこと(非公知性)」「営業的価値を有すること(有用性)」「権利者が相応の秘密保持措置を講じていること(秘密管理性)」の 3 要件をすべて満たす必要がある。
- 「公然と知られていないこと」「営業的価値」の定義を明確にするとともに、「相応の秘密保持措置」の具体的類型を列挙している。

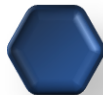
2. 営業秘密侵害行為の態様の詳細化

- 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入、その他の不正な手段(権限範囲を超えたダウンロード・データ伝送などを含む)により、権利者の営業秘密を取得する行為
- 不正な手段で取得した権利者の営業秘密を開示、使用、又は他人に使用させる行為
- 秘密保持義務に違反する、又は他人に秘密保持義務違反を教唆・誘引・幫助して営業秘密を侵害する行為

3. 行政執行手続を整備し、営業秘密侵害事件の通報・立案・調査・認定ルールを詳細化するとともに、行政機関の秘密保持義務を規定している。

4. 営業秘密侵害に対する行政処罰は、「不正競争防止法」第 26 条に準じて適用される旨を明確にし、また、侵害停止措置の具体的内容及び「情状が重大」である場合の認定基準を定めている。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号

亮馬河大廈1座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号

中洲大廈 24 階

Tel: (86-755) 2633 8900

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路 358-369 号

宏程國際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号

国金センターオフィスビル 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号

ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

香港支所

住所: 香港灣仔港灣道 26 号

華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室

Tel: (85-2) 2816 6888

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号

上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号

金禾センター 29 階

Tel: (86-27) 8860 3060

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号

天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号

都市之門 B 座 709 室

Tel: (86-29) 6886 1913

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号

凱華國際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョ

ーシア街 701 号 555 室

Tel: (1-236) 607 0146

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2

第一生命日比谷ファースト 12 階

Tel: +81 3 6892 5570



本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
傅 春 濤	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: jassmine.fu@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
宮 曉 燕	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: xiaoyan_gong@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com
山 口 直 彦	顧 問 日本国弁理士	勤務地: 北京	E-mail: yamaguchi@east-concord.com
梁 巍	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: liangwei@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますようお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。